
簿記会計教育と会計ソフト

會 田 富士朗
池 田 正 雄

1. はじめに

今日多くの企業では、その会計処理にパソコンを導入している。大企業はもちろんのこと、中小企業にまでその波は押し寄せてきている。その昔、企業における会計処理はすべて手作業であり、多くの帳簿類、伝票類、証憑類によってその作業が行われてきた。それが今や、一台十数～数十万円のパソコンと、一本数万円から十数万円の会計ソフトによって、行われている。多くの人の手と労力を煩わせていた作業が、極端な場合には一人でも行える作業へと変化してきているのである。もちろん大企業の場合には、その企業にあわせた専用のシステムが構築されているであろうし、その場合には市販の会計ソフトが利用されることはほとんどないであろう。しかし、そのような自社で専用のシステムを構築しているケースは、大企業がほとんどであり、多くの企業では、今まで手作業で行われてきた会計処理をパソコンによって置き換えているケースが大部分であると思われる。この小論においては、主として中小企業において導入されていると思われる、市販のパッケージ会計ソフトがどのような機能を持ち、また、そのような会計ソフトを前提とした場合に簿記会計教育をどのように考えていったらよいのかを検討してみたい。

2. 会計ソフトの概要

会計ソフトは現在多くの会社から販売されている。主なものは、大番頭（インテュイット株式会社）、PCA 会計（ピーシーエー株式会社）、会計王（ソリマチ株式会社）、勘定奉行（株式会社オービックビジネスコンサルタント）などである。

今回この小論で取り上げる会計ソフトとして「小番頭」（インテュイット株式会社、以前の社名は株式会社ミルキーウェイであったが現在ではインテュイット株式会社となっている）を選択した。この小番頭は、同社が販売している DOS 用会計ソフト「大番頭」の Windows 版として販売されているものである。大番頭は、会計ソフトの中において、常にトップの位置を確保しており相当数の企業において採用されているものであるが、この大番頭は DOS 用のため今回はその Windows 版である小番頭を選択したのである。（しかし、1997年11月に大番頭も Windows 版が発売開始となった。）以下、この小番頭の概要を見ていくこととする。

(1) 基本仕様

小番頭の基本的な仕様は以下の通りである。

- (1)勘定科目数 310科目まで登録できる。
- (2)補助簿 売掛金勘定500, 買掛金勘定300の登録ができる。すなわち, 得意先については500件まで, 仕入先については300件まで登録でき, それぞれの取引先との取引明細が記録できることとなる。それ以外は, 合計で500件まで登録できる。
- (3)仕訳数 制限なし。
- (4)入力期間 19ヶ月(12ヶ月+決算整理月+翌会計年度6ヶ月)すなわち, 1会計年度が終了した後13ヶ月めとして決算整理月が設けられている。また, 翌会計年度の入力も同時に行えるようになっている。
- (5)入力金額 1仕訳あたり10億円未満, 月あたりの合計10億円未満, 年度ごとの合計金額100億円未満となっている。
- (6)消費税 課税区分については本則課税・簡易課税・免税の選択, 消費税の表示については内税表示・外税表示の選択, 消費税の会計処理の方法については税抜き経理・税込み経理の選択, 控除税額の処理については比例配分・個別対応の選択がそれぞれ行える。
- (7)主要出力帳票 仕訳伝票(入金伝票・出金伝票・振替伝票), 簡易帳簿(現金出納帳・預金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳など), 仕訳帳, 総勘定元帳, 補助元帳, 貸借対照表, 損益計算書, 消費税資料などが出力できる。

以上の小番頭の仕様からわかるように, 小番頭では従業員数が数十名程度の事業所をターゲットとする会計ソフトであるということができよう。年間売上高が100億円未満という制限があるものの, この小番頭がターゲットとする事業所レベルでは十分な仕様であると考えられる。それでは次に, 会計ソフトの処理の大まかな流れを見ることにする。

(2) 会計ソフトの処理の流れ

会計ソフトによって行われる作業は, おおむね次のような事項である。なお, ここでは会計ソフトが既にインストールされているものとする。

- (1)新規データ領域の作成と会社基本情報の登録(導入時のみ)
- (2)各勘定科目残高の登録(できれば導入時)
- (3)日常の仕訳データの入力
- (4)決算整理仕訳の入力(決算時)
- (5)決算書の作成(決算時)
- (6)次年度繰越作業(新年度データの作成)

以上のような流れで処理が行われていくことになるが, (1)(2)は会計ソフトを新規に導入したときにも必要な作業である。(4)(5)(6)は会計年度末に必要な作業である。日常の作業は, 毎日の取引データの入力作業と, 管理のための各種管理資料の作成となる。以下それぞれの作業を概観してみよう。

①会社基本情報の登録

会計ソフトを導入した場合にまず最初に行わなければならない作業が会社基本情報の登録である。この登録が行われて初めてハードディスク内にデータ領域が確保されるのである。会社基本情報の登録で設定する項目は以下の通りである。

- (1)経営形態 個人企業か、法人かを選択する。
- (2)会社名／屋号 会社名を入力する。
- (3)決算期 会計ソフト導入時において会社にとってはその会計期間が第何期になるのかを入力する。
- (4)会計期間 会計期間の開始日を入力する。会計期間は、自動的に1年間となる。個人企業を選択した場合には、自動的に暦年となる。
- (5)住所・郵便番号 会社の所在地などを入力する。
- (6)代表取締役の氏名 複数名入力できる。
- (7)監査役の氏名 監査役の氏名を入力する。
- (8)製造部門の有無 製造原価報告書を使用するか、しないかの選択をする。製造業である場合には使用するに、その他であれば使用しないで問題ない。
- (9)消費税について 課税区分、控除税額などの設定を行う。

これらの項目の中で、経営形態、会社名、決算期、会計期間は必ず入力しなければならない項目である。この4つの項目を入力すれば、必要最低限の状態データ領域が作成されることとなる。また、経営形態と会計期間はデータ作成後には修正できないので注意が必要である。その他の項目は、データ作成後であっても追加したり、修正することができる。

②各勘定科目残高の登録

新規にデータを作成した場合には、各勘定科目の開始残高を入力する必要がある。この設定に関しては次のような項目がある。

- (1)勘定科目の決定 自社で使用する勘定科目を決定する必要がある。通常必要と思われる勘定科目については、初期設定で用意されているので自社で使用する独自の科目以外変更する必要はない。自社で使用しない科目については使用しないにしておかないと、財務諸表を表示する際に表示されてしまって見にくいので使用しない設定にしておく必要がある。使用する勘定科目が決定したら開始残高を入力する。
- (2)補助科目の設定 売掛金勘定、買掛金勘定、その他の科目に補助科目が設定できる。売掛金であれば得意先の設定を、買掛金であれば仕入先の設定を行う。その他の勘定科目、例えば当座預金について各銀行口座ごとに取引明細を記録したいのであれば、当座預金勘定に補助科目としてそれぞれの銀行口座を登録する必要がある。使用する補助科目が決定したら開始残高を入力する。

小番頭では、この開始残高の入力は、必ずしも導入時に行わなくても日常の取引データの入力が行えるようになってきている。この点は、会計ソフトの非常に柔軟なところであろう。日常の経理業務を機械化しようと考えても、例えば、導入時にすべての初期設定を行わなければならないとすれば、かなりの負担となるであろう。その点パソコンによる会計ソフトは、必要最低限の設定を決め登録

してやれば、その日から動かすことができる。もちろん、開始残高は導入時に入力しておくことができればそれにこしたことはないけれども、導入にあたって二の足を踏むことは幾分かは避けられそうである。ただ、いくら開始残高が導入時に必要ないとは言え、できるだけ早い時期に入力すべきである。

③日常の仕訳データの入力

上記の①②の設定が済めば、あとは日常の取引を入力する段階となる。小番頭においては、日常の取引データを入力する方法として二通りの方法が用意されている。一つは仕訳伝票による方法であり、あとの一つは簡易帳簿による入力である。そのどちらの方法を採用するかは、その会社の会計処理の方針によって決定されることとなる。もちろんその両者を共に入力方法として採用してもいっこうに差し支えない。ただ、仕訳伝票と簡易帳簿を共に使用する場合には、注意しなければならない点がある。それは、例えば、現金で商品を売上げた場合に、仕訳伝票でその取引を記録し、さらに簡易帳簿である現金出納帳に同じ取引を記録すると、この取引が重複して記録されてしまうことになる。すなわち、一つの取引が、仕訳伝票によって入力されると、その取引は、関連する簡易帳簿、総勘定元帳、補助元帳などへの転記も自動的に行ってしまふからである。この機能は会計処理にパソコンを利用するうえで、非常に便利な機能である。今までの、手作業による処理においては同じ取引をいくつもの帳簿に記録するという非常に煩雑な、また労力のかかる作業を行わなければならないのであったのである。それが、パソコンを利用する事によって、ある取引を一つの帳簿（伝票）に入力するだけであとは関連する帳簿類に自動的に転記されることとなった。このことはその反面、同一取引を二重入力してしまう危険性をはらんでいる。それ故、取引の入力に際しては、どのような取引をどの帳簿（伝票）から入力するのかといったルール作りが必要になる。

小番頭においては、簡易帳簿は次の6種類のもので用意されている。

a. 現金出納帳 b. 預金出納帳 c. 売掛帳 d. 買掛帳 e. 経費帳 f. 製造経費帳

これらの帳簿は、簿記の知識がない人間でもとくに意識しないで取引の記録が行えるといった長所が存在するが、ここでは仕訳伝票を取り上げていく。なぜならば、会計ソフトを利用するうえで、どのような問題点が存在するのかを検討するのが本稿の目的であり、また、簡易帳簿においては、借方・貸方それぞれがあるいは一方が複数の勘定科目となるいわゆる複合取引の入力が行えない、などの点が存在するからである。

さて、小番頭の仕訳伝票には、入金伝票、出金伝票、振替伝票の3種類の伝票が存在する。もちろん、入金取引に関しては入金伝票を、出金取引に関しては出金伝票を、その他の取引に関しては振替伝票を使用することとなる。ただ、これら3種類の伝票をすべて使わなければならないということではなく、振替伝票ですべて処理しても差し支えない。

取引が発生した場合、伝票に入力すべき項目は、以下の通りである。

- (1)取引の日付を入力する。
- (2)伝票番号を入力する。
- (3)借方の勘定科目コードを入力する。
- (4)借方の金額を入力する。

- (5)消費税を入力する。(消費税は取引によって借方か貸方かどちらかに仕訳される)
- (6)貸方の勘定科目コードを入力する。
- (7)貸方の金額を入力する。
- (8)消費税を入力する。(消費税が貸方であれば)
- (9)摘要を入力する。

すべての入力が終われば、最後にその伝票を承認してその取引に関しての入力は終了することとなる。

簿記においては、取引を借方、貸方に分解する。すなわち、一つの取引を二面的に把握するのである。そして、この二面的に把握された取引を勘定という記録単位に記録する。そのために、取引を、借方の要素は何という勘定科目になるのか、また、貸方の要素はどの勘定科目になり、それぞれの金額はいくらなのかを決定しなければならない。この作業が仕訳と呼ばれるものになる。取引を伝票に入力していくのに、取引が仕訳できなければ、伝票に入力することは出来ない。この取引を分解する作業、すなわち仕訳が簿記を学習するうえで最初の関門となる。この仕訳に関して小番頭では、仕訳辞書が用意されている。伝票の入力者は、取引に関する内容を仕訳辞書の中から選択することによって、その取引に該当する勘定科目を意識することなく処理することが出来る。すなわち、小番頭を使って伝票入力を行う場合には、簿記の知識なしでもある程度の取引を伝票に入力していくことが可能となる。例えば、次のような取引を考えてみよう。

取引例 パソコンショップでワープロソフトを購入し、代金10,000円は現金で支払った。

この取引は、次のように仕訳される。

(借) 消耗品費 10,000 (貸) 現金 10,000

仕訳辞書を利用することによって、仕訳そのものが解らなくとも、取引内容を仕訳辞書の中から選択することで、勘定科目を自動的に入力することが出来る。すなわち、この取引例の場合には取引内容を説明する一覧の中から「パソコンソフトを購入し、代金は現金で支払った」を選択してやれば、自動的に(借方)消耗品費(貸方)現金の仕訳が行えるのである。あとは金額を入力してやればよい。このように、仕訳辞書は非常に便利な反面簿記システムそのものの理解を向上させることにはつながらない側面が存在する。あくまで会計ソフトは、実務を前提として実務の中での使い勝手を考えたものである。これは仕方のない部分であろう。簿記教育の中では、やはり最低限度の簿記のルールを修得した上で会計ソフトに馴染んで行くのが妥当な方法であろう。

次に日常の取引において問題になるのは、消費税の取り扱いについてである。この消費税の取り扱いについては、項を改めて述べることにする。

④決算整理仕訳の入力

会計年度末には、当該会計期間の経営成績と財政状態を明らかにするために決算が行われる。決算によって適正な期間損益計算が行われるのである。決算時に行われる仕訳を決算整理仕訳という。主な決算整理事項は以下のようなものである。

a. 売上原価の計算 b. 各種引当金の設定 c. 棚卸資産の評価替え d. 固定資産の減価償却 e. 費用・収益の見越し、繰り延べなど

これらの決算整理仕訳も仕訳辞書に登録されている。決算は、簿記の中でも重要な項目であり、仕訳辞書に頼ることなく処理が行えるようにならなければいけない項目である。期間損益計算の意義を理解するためにも、決算に関する事項は事前に充分学習されなければならない。

⑤決算書の作成

以上の決算整理が終了したら、決算書を印刷するだけである。貸借対照表、損益計算書の形式について選択してやれば、あとはほとんど問題ないであろう。

⑥次年度繰越作業（新年度データの作成）

決算はふつう一ヶ月から二ヶ月ほどかかるのが通常である。決算日の翌日から翌会計年度は始まっているのであり、毎日の取引は通常通りに行われている。小番頭では、翌会計年度の入力が6ヶ月分入力できるようになっている。決算が終了して、当該会計年度の帳簿を締めきり、次年度繰越作業が行われれば翌会計年度分として入力されていたデータが引き継がれることになる。

3. 消費税の取り扱いについて

消費税は日常の取引に関して、ほとんどすべての取引に関連してくる。しかし、現在の簿記会計教育ではあまりふれられていないのも事実である。ここでは、消費税についてそのあらましを見ながら、小番頭での取り扱いについて述べることにする。

(1)消費税とは

周知のように、消費税は平成元年4月に導入された間接税である。この消費税は、一部の取引を除きほとんどすべての商品の販売やサービスの提供などに課せられる税金である。また、この消費税の負担者は最終的な消費者であって、事業者がそれを負担することはない。すなわち、各事業者は商品の仕入れなどによって支払った消費税額と商品の売上によって受け取った消費税額の差額を納付することとなる。つまり、各事業者は商品などの売上のときに販売価額のほかに消費税を受け取る。これが仮受消費税である。また、商品などの仕入れを行ったときに仕入先に対して消費税を支払っている。これが仮払消費税である。当該事業者が納付する消費税額は、この仮受消費税と仮払消費税との差額を納付するのである。すなわち、当該事業者は消費税の対象となる商品などを販売している限りにおいては、納付の義務は存在するけれども、負担の義務は存在しないのである。

各事業者は、その売上高によって3種類の事業者に分類される。すなわちそれが、課税区分である。

(2)課税区分について

事業者は基準期間（基準期間とは、前々事業年度）の売上高によって、a.免税事業者とb.簡易課税制度を受けられる事業者とc.原則的な制度が適用される事業者に分類される。

免税事業者は、基準期間の売上高が3,000万円以下の事業者である。この事業者は、納税義務が免除される。それ故、この事業者が受け取った消費税は税務署には納付されない。いわゆる、益税として批判されている部分である。

基準期間の売上高が2億円以下の事業者は、簡易課税制度を選択することが出来る。この簡易課税制度は、売上に係る消費税額を計算して、これに一定のみなし仕入れ率を適用して納付する消費税額を計算できる制度である。この簡易課税制度については、以下の(5)で述べることにする。

これ以外の事業者については、上に述べた仮受消費税と仮払消費税との差額を納付する本則課税となる。

(3)控除税額について

控除税額とは、本則課税の場合に、仮受消費税から控除される仕入に係る消費税額を計算する際に問題となる事柄である。すなわち、売上の中に非課税売上が含まれている場合に、課税売上の割合が95%以上であるかそれ未満であるかによって控除できる仕入に係る消費税額が異なるのであるが、それをどのように計算するかの問題である。土地の譲渡や有価証券の譲渡のように課税の対象とすることになじまないものや、社会保険医療や学校の授業料などのように社会政策的な配慮によって非課税とされるものがある。それらが非課税売上である。そして、これらの非課税売上の割合が5%未満であれば、それらを無視して仕入に係る消費税額を全額控除できるのである。ところが、非課税売上が5%以上になると仕入に係る消費税額を全額控除することは出来なくなり、個々の仕入についてそれが課税売上に対する仕入であるのか、非課税売上に対する仕入であるのかを区別しなくてはならなくなる。この場合に、控除する消費税額の計算方法として、比例対応法（一括比例配分方式）と個別対応法が存在する。個別対応法は、個々の仕入についてどちらの売上に対する仕入なのかを個別に記録しておいて、その積み上げた額を控除するものである。また、比例対応法（一括比例配分方式）は仕入に係る消費税全体を一括して課税売上の分と非課税売上の分とに按分する方法である。このどちらの方法を採用してもよいとされているので、有利な方を選択すればよい。ただ、仕入にかんして、課税売上に対応する分と非課税売上とに対応する分とに区分していない場合には、比例対応法（一括比例配分方式）に依らざるを得ない。小番頭の初期設定は個別対応法である。

(4)税額集計方法について

消費税の税額を計算するのに際して、仮受（仮払）消費税から積み上げて計算するのか、原則的な計算方法で計算するのかを選択する。企業では、通常、消費税の計算においてその端数処理を切り捨てとしているところが多い。このように個々の取引の際に生じる消費税の端数処理を切り捨てとしている場合には、年間の課税売上高を計算の基礎として計算した消費税額と積み上げによって計算した金額とが不一致となる。とくにスーパーなどにおいては顕著となるであろう。そのような場合の計算方法の選択の問題である。小番頭の初期設定は、原則的な計算である。

(5)主要業種について

基準期間の売上高が2億円以下の事業者は、届出によって簡易課税業者の適用を受けることが出来る。この事業者は納付する消費税額を計算する際に、控除する仕入に係る消費税額を実際の仕入

れには関係なく、一定のみなし仕入れ率を適用することによって計算した消費税額を控除するものである。こののみなし仕入れ率は、業種によってそれぞれ以下のように定められている。

- 第一種事業（卸売業）・・・90%
- 第二種事業（小売業）・・・80%
- 第三種事業（製造業等）・・・70%
- 第四種事業（その他の事業）・・・60%
- 第五種事業（サービス業等）・・・50%

こののみなし仕入れ率適用に関しては、消費税導入時より批判があった規定であり今回の改正により一部改められたところである。このことを以下の取引例によって見てみよう。この取引においては、卸売業の事業者を想定している。なお消費税の会計処理方法については、税抜き経理方式を取っている。

取引例1 ある事業者が商品10,000円（税別）を仕入れ、代金は現金で支払った。

(借) 仕	入	10,000	(貸) 現	金	10,500
	仮払消費税等	500			

この取引にあるように、商品を仕入れた際に支払った消費税は、仮払消費税等勘定で処理しておく。

取引例2 仕入れた商品を12,000円（税別）で売り上げ、代金は現金で受け取った。

(借) 現	金	12,600	(貸) 売	上	12,000
				仮受消費税等	600

仕入れた商品を販売した場合には、事業者は売上代金のほかに消費税を預かることになる。この預かった消費税は、仮受消費税等勘定で処理しておく。

取引例3 期末において、納付すべき消費税額等を未払消費税等に計上した。

(借) 仮受消費税等	600	(貸) 仮払消費税等	500
		未払消費税等	100

取引例1、取引例2の例示で明らかなように、仕入に際して支払った消費税と、売上に際して受け取った消費税との差額が納付すべき金額である。本来であれば、上記のように納付すべき消費税の額は100円である。ところが、この事業者が簡易課税業者であるとするると仮受消費税から控除することが出来る金額は、のみなし仕入れ率を適用することによって540円（600円×90%=540円）と計算される。それ故、納付する消費税は60円（600円-540円）となって、差額の40円が簡易課税業者のところに残ることとなる。いわゆる、益税である。この問題点は、今回の改正で簡易課税制度を受けられる課税売上高の引き下げ、のみなし仕入れ率の見直しによって改善されてきているが、制度として問題点が解消されたわけではない。小番頭においては、課税区分で簡易課税を選択した場合に主要業種を選択することになり、ここで指定した業種に適用されるのみなし仕入れ率で計算されることとなる。

(6) 税額の入力方法について

売上や仕入などに関して、消費税の税額をどのように入力するかの設定に関する項目である。この設定には、a. 内税額を併記、b. 外税額を併記、c. 自分で仕訳する、の中から選ぶことになる。ここで設定したものが、個々の取引に適用されることとなる。a. 内税額を併記、b. 外税額を併記、を選択した場合には自動的に消費税にかんする仕訳が行われ、c. 自分で仕訳する、を選択した場合には自分で仕訳することになる。小番頭の初期設定は以下の通りである。

売上：外税額を併記・・・取引価額とは別に消費税額が計算され、外書される。すなわち、本体価格と消費税額が別々に表示される。

仕入：外税額を併記・・・売上と同じように処理される。

経費：内税額を併記・・・取引総額（本体価格＋消費税）が表示され、消費税額は（ ）内に内書される。

固定資産：外税額を併記・・・売上と同じように処理される。

この消費税の処理にかんして、消費税のあらましを理解していれば、それほど難しい処理とはならない。だが、その原則的な部分を理解していないと、とまどう場合が多い。数名の学生に小番頭を使用して取引を入力してもらったところ、この消費税にかんする処理は、ほとんどの学生がとまどった点である。原則的には、消費税の処理は売り上げたときに預かった消費税から仮に支払っておいた消費税を差し引いてその差額を納付するものである。それ故、消費税はあくまで仮払金であり、預り金である。そして、それらの精算で消費税の処理は完結するのである。ほとんどすべての取引に関係する消費税であるので、簿記の学習の初期の段階でその概略を修得する必要があると思われる。ただ、小番頭の場合には売上、仕入、固定資産の消費税の処理方法と経費の場合の処理方法が異なるので注意が必要である。もちろん、この処理方法はそれぞれ設定を変更できるので、すべて同じ方法に統一することも可能である。経費だけ内税にしてあるのは、実務的な利便性を考慮してのことと思われる。たしかにこの方が実務では便利であろうが、簿記の初学者にとっては混乱する可能性もあるので、経費も外税に変更してすべて同一の方法で処理する方がよいであろう。

(7) 消費税の会計処理方法

消費税の会計処理方法には、税込み経理方式と税抜き経理方式の二通りの方法がある。そのどちらを選択してもよいことになっている。しかし消費税は、会計的には企業の損益に影響を与えないものである。それ故、原則的には、税抜き経理方式で処理すべきであると思われる。税込み経理方式によって処理した場合には、期間損益に影響を及ぼしてしまうからである。すなわち、商品を販売したときには、本来預り金である消費税額の含まれた金額で売上収益に計上され、また、仕入においても消費税額を含んだ仕入価額が計上されてしまうからである。上記の(5)主要業種について、で取り上げた取引を税込み経理方式で処理を行うと次のようになる。

税込み経理方式による処理

取引例 1 ある事業者が商品10,000円（税別）を仕入れ、代金は現金で支払った。

（借） 仕 入 10,500 （貸） 現 金 10,500

取引例 2 仕入れた商品を12,000円（税別）で売り上げ、代金は現金で受け取った。

(借) 現 金 12,600 (貸) 売 上 12,600

取引例3 期末において、納付すべき消費税額等を未払消費税等に計上した。

(借) 租 税 公 課 100 (貸) 未払消費税等 100

税込み経理方式で処理を行っても、税抜き経理方式で処理を行っても、納付する消費税額は同じである。ただ、本来収益、費用に計上されるべきではない金額が計上されることとなったり、仕入と売上の時期が異なる会計年度にまたがる場合には、適正な期間損益計算は阻害されることとなる。小番頭の初期設定は、税抜き経理方式である。

4. むすびにかえて

それでは以上のような特徴を持つ会計ソフトを、簿記会計教育に導入する場合のメリット、デメリットとしてどのようなことが考えられるであろうか。

メリットとして考えられる第一の点は、簿記学習の面倒くささからの解放であろう。今までの簿記の学習でその修得を阻害してきた要因として、その面倒くささがあると思われる。一つの取引を仕訳帳に仕訳して、それを総勘定元帳に転記し、さらに補助簿があればその補助簿にも記入しなければならなかった。例えば、商品を掛けで仕入れ、引取運賃は現金で支払うという最も単純で基本的な取引を考えてみよう。たったこれだけの取引であっても、簿記学習の中で記入を必要とする帳簿は、仕訳帳、総勘定元帳、仕入帳、買掛金元帳、現金出納帳、商品有高帳などである。この一つの取引でもこれだけの諸帳簿への記入が必要とされるのである。それに関連して第二のメリットとして挙げられるのは、より多くの取引を処理することが可能となったという点であろう。今までの簿記学習においては、記帳作業に多くの時間が取られていた。それ故、数多くの取引データを処理するためには多大の時間が必要であった。それが会計ソフトを利用することにより軽減されるのであれば、同一時間でより多くの取引データを処理することが可能となる。すなわち、反復学習の効果が期待できるであろう。

デメリットとして考えられる点は、簿記の基本ルールが学習できない点であろう。それは会計ソフトが実務を前提としていることに由来する。日常の取引データを入力する担当者が常に簿記の知識を身につけているとは限らない。逆に、簿記の知識を持たないと考えた方が妥当であるかもしれない。もしそうであるとすれば、会計ソフトを開発する方としては、いかに簿記の知識がなくとも取引データを入力できるかを考えるであろう。それが、簡易帳簿による入力であったり、仕訳辞書による入力となるわけである。たしかに、小遣い帳や家計簿と同じような感覚で入力できる簡易帳簿は便利であろう。また、取引の仕訳が出来なくても、仕訳辞書の取引の説明を見ながら、今自分が入力しようとしている取引に当てはまるものを見つけ出せば間違いなく入力できるであろう。しかし、それはデータの入力が出来るということであって、簿記のルールが身に付くこととは別のことである。

簿記は仕組みであり、システムである。企業の経営活動を記録し、整理し、集計をする役割を簿記は担っている。そのような簿記を学習するのに、やはり必要最低限のルールは身につけなければ

ならないであろう。簿記がどのような仕組みで行われているのか、そしてそれによって生み出された数字がなにを意味しているのか。それを身につけてから会計ソフトによって数多くの取引を処理し、実務においてどのような処理が行われているのかを体験するのがよいであろう。

最後に触れなければならない点は、消費税に関してである。消費税は、一部の取引を除いてほとんどすべての取引に関わってくる税金である。商品を仕入れる際にも、販売をする際にも、サービスを受ける際にもすべてに関わってくる。これまで、簿記教育の導入時において、消費税はほとんど触れられていなかったのが実状であろう。しかし、原則的には、消費税は企業の損益に影響を及ぼさない事柄である。それは、あくまでも仮払金であり、仮受金（預り金）である。それ故、その処理は原則的には、難しい処理ではない。これからは初期の簿記教育において、消費税の処理に関する学習を取り入れる必要があると思われる。

（あいだ ふじお 産業情報学科）

（いけだ まさお 産業情報学科）

参考文献

1. 池田靖昭 池田隆行, 1994, コンピュータ会計の基礎 [第2版], 中央経済社
2. 国税庁消費税課長監修, 1997, やさしい消費税 (平成9年度版), 大蔵財務協会
3. 根本光明監修, 河合 久, 成田 博, 日野克久, 1993, コンピュータ会計基礎論, 創成社
4. 清水哲雄, 1993, コンピュータ会計 [第2版], 中央経済社
5. 田中 弘編著, 1993, コンピュータ簿記会計入門, 中央経済社
6. TACパソコンソフトウェア研究会編, 1995, 小番頭入門テキスト, TAC出版
7. 小番頭マニュアル

On Accounting Softwares in the Curriculum of Accounting Education

Fujio Aida
Masao Ikeda

Accounting softwares are based on business practices. Therefore, even though bookkeepers don't know rules of bookkeeping, they can input transaction data. However, bookkeeping is structured systematically. Before making use of accounting software, understanding of bookkeeping rules is necessary.

Also excise duty is a tax that is related to all transactions. Accordingly, when making use of accounting softwares, it is necessary to learn how to treat excise duty. In a curriculum of accounting education, journalizing of excise duty should be instructed.

Key words : accounting software, accounting education, excise duty